

平成29年 第1回定例会

# 大仙美郷介護福祉組合議会会議録

平成29年2月20日 開会

平成29年2月20日 閉会

大仙美郷介護福祉組合議会

平成29年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会  
議 事 日 程

平成29年2月20日（月曜日）

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 管理者の招集あいさつ並びに施政方針説明

**1 条 例**

日程第5 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第3号 一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について

**2 予 算**

日程第8 議案第4号 平成29年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第5号 平成29年度大仙美郷介護福祉組合一般会計予算

日程第10 議案第6号 平成29年度大仙美郷介護福祉組合特別会計予算

**3 人 事**

日程第11 議案第7号 監査委員の選任について（識見を有する者）

出席議員（7名）

2番 佐藤隆盛君  
3番 高橋幸晴君  
4番 小山緑郎君  
5番 深澤均君  
6番 古谷武美君  
7番 千葉健君  
8番 高橋猛君

欠席議員（1名）

1番 深沢義一君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管理者 松田知己君  
代表監査委員 坂本昇一君  
代表監査委員 坂本昇一君  
大仙市社会福祉課長 関寛道君  
美郷町福祉保健課長 高橋久也君  
事務局長 藤澤健吾君  
真昼荘所長 山田喜明君  
真木苑所長 安達京子君  
真森苑所長 小松一典君

職務のため出席した者の職氏名

書記 佐藤巧  
書記 長澤富士子

- 議長（高橋猛君）  
定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を開会いたします。

（午後1時 宣告）

- 議長（高橋猛君）  
これより、本日の会議を開きます。  
欠席の届出は、1番深沢義一君であります。  
今回の会議に説明員として出席を求めた者は、お手元に配布の名簿のとおりであります。
- 議長（高橋猛君）  
今回の会議書記に佐藤巧君、長澤富士子君を任命します。
- 議長（高橋猛君）  
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋猛君）  
日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、  
7番 千葉 健 君  
2番 佐藤 隆 盛 君  
を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

- 議長（高橋猛君）  
日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
（異議なし）
- 議長（高橋猛君）  
異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

#### 日程第3 諸般の報告

- 議長（高橋猛君）  
日程第3、「諸般の報告」を行います。  
代表監査委員から、例月出納検査結果が提出されておりますので、その写しを皆さんのお手元に配布しております。これをもって報告に変えさせていただきます。

#### 日程第4 管理者の招集あいさつ並びに施政方針説明

- 議長（高橋猛君）  
日程第4、本定例会にあたって、管理者から、施政方針説明のため発言の申し出がありましたので、これを許します。  
管理者、松田知己君。
- 管理者（松田知己君）  
議員各位におかれましては、平成29年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を招集いたしましたところ、ご参集をいただき誠にありがとうございます。  
議員各位並びに当組合圏域の住民の皆様には、日頃から何かとご理解とご支援をいただき、厚く感謝申し上げます。

開会に当たり、行政報告並びに本日提案いたしました議案の概要を申し上げ、招集のあいさついたします。

なお、本日は、副管理者の栗林大仙市長が体調不良のため欠席しておりますので、ご了承をお願いいたします。

はじめに行政報告を申し上げます。

総務大臣通知に基づき、統一的な基準による地方公会計の整備が各地方公共団体で進められていますが、当組合におきましても、今年度中に固定資産台帳を完成させる見通しがつくなど、平成29年度の本格実施に向けた諸準備が順調に進捗しているところです。

なお、地方公会計システムの準備、運用に係る経費は、構成市町に対して交付税措置が講じられるため、構成市町からの負担金充当事業として実施することとしています。

次に、提出いたしました議案の概要について申し上げます。

本定例会でご審議をお願いいたします議案は、条例3件、補正予算1件、平成29年度当初予算2件、人事1件の計7件です。

議案第1号、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてですが、これは、法改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲について定めるための所要の条例改正についてお諮りするものです。

議案第2号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、これは、職員の勤務1時間あたりの給与額について、算出方法の整理をするための所要の条例改正についてお諮りするものです。

議案第3号、一般職の非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定についてですが、これは、非常勤職員の任用、勤務条件、報酬等に関する必要な事項について、新たに条例を制定する必要がありお諮りするものです。

議案第4号、平成28年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算第2号は、歳入にあつては、利用料の増減を中心に、実績に伴う整理を行うことについて、歳出にあつては、人件費及び物件費に関し、年度末までの必要予算額を精査した結果に基づく補正についてお諮りするものです。

議案第5号、平成29年度一般会計予算及び議案第6号、平成29年度特別会計予算につきまして、方針と概要を申し上げます。

平成29年度におきましても、構成市町から、赤字補てんとしての負担金をいただかない内容で予算編成をいたしました。

平成28年度からスタートいたしました財政基盤強化計画により、現在、組合財政は、着実に改善してきております。

加えて、他団体に対して拠出している負担金額が大幅に縮小されるなど、計画にはなかつた追い風もあり、実質単年度収支の黒字化が少しずつ視野に入ってきたという状況になりました。

財政的な裏付けを整えつつ、2年間継続して職員の新規採用を行っておりますが、平成30年4月の新規採用についても計画しており、その関連予算について、平成29年度当初予算に計上しております。

また、主要な工事、備品購入等についてですが、一般会計において、公会計システムの整備、特別会計において、食器洗浄機の購入、鉄骨庇仕上げ撤去工事、送迎用ワゴン車購入、スチーム式多機能加熱調理機器の購入、水道道切替工事、駐車場改修工事を行うこととしています。

このようなことから、一般会計、特別会計を合わせた予算総額は、11億2,292万円となり、前年度比で6,540万円の減、率にして5.5%の減となりました。

以上、議案の概要を申し述べましたが、このあと、詳細を事務局に説明させますので、各議案につきまして、よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願いを申し上げます。

財政基盤の安定化、マンパワーの強化、施設設備の改修、サービス水準の向上、そうし

た各般の課題に地道に取り組み、当組合がより一層信頼を得られるよう職員一同努めて参りたいと存じますので、住民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げますと共に、提案いたしました各議案につきまして、慎重なご審議をいただき、適切なるご決定を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます、招集のあいさつ及び施政方針といたします。

#### 日程第5 議案第1号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

○ 議長（高橋猛君）

日程第5、議案第1号「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。（書記朗読）

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

ただいま議題となりました議案第1号につきまして、提案の理由及び内容をご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律、その他関連法の一部改正に伴い、育児休業の対象となる子を定めるなどの必要があり提案するものでございます。

内容につきましては、議案と併せまして、資料④の1ページをご覧くださいいたします。

主な改正点を申し上げます。

育児休業等の対象となる職員、また、勤務の始業、終業時刻に一定の配慮をする対象となる職員の範囲拡大を行うこととし、新たな対象者といたしまして、養子縁組をした、いわゆる養育里親となった職員を含めることとするものでございます。

その他、非常勤職員が取得できる育児休業期間の延長や、家族の介護を行う職員の深夜勤務等を制限することとするなど、法の改正に伴う所要の整理を行い、職員のワークライフバランスの向上を推進するものでございます。

施行日は、平成29年4月1日でございます。

以上が本案の提案理由及び内容でございます。何とぞ、ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

○ 議長（高橋猛君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

○ 議長（高橋猛君）

討論なしと認めます。議案第1号についてこれより採決をいたします。

お諮りします。議案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 議長（高橋猛君）

異議なしと認めます。よって、議案第1号、「職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決しました。

#### 日程第6 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

- 議長（高橋猛君）  
日程第6、議案第2号「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。  
（書記朗読）
- 議長（高橋猛君）  
提案理由並びに内容の説明を求めます。事務局長。
- 事務局長（藤澤健吾君）  
ただいま議題となりました議案第2号につきまして、提案の理由及び内容をご説明申し上げます。  
本案は、勤務1時間当たりの給与額について、算出方法の整理を行う必要があり提案するものでございます。  
内容につきましては、議案と併せまして、先ほどと同じ資料④の10ページをご覧ください。さるようお願いいたします。  
勤務1時間当たりの給与額は、時間外手当などを算定するための基本単価となるもので、現行条例では、国家公務員と同様の算出式で定めているところですが、これを労働基準法に沿った算出式に改めることとするものでございます。  
従来は、多くの自治体が国家公務員と同様の算出を行っておりましたが、地方公務員は労働基準法の適用を優先する必要があるとの解釈が、総務省において再整理され、今後は、同法に沿った算出式に見直しをするよう助言があったことによるものでございます。  
なお、国家公務員の算出式よりも、労働基準法の算出式の方が、若干、職員にとって有利な、高い単価が導かれることとなるものでございます。  
施行日は、平成29年4月1日でございます。  
以上が本案の提案理由及び内容でございます。  
何とぞ、ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。
- 議長（高橋猛君）  
提案理由並びに内容の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
（なし）
- 議長（高橋猛君）  
質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。  
（なし）
- 議長（高橋猛君）  
討論なしと認めます。議案第2号についてこれより採決をいたします。  
お諮りします。議案第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（異議なし）
- 議長（高橋猛君）  
異議なしと認めます。よって、議案第2号、「一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決しました。

#### 日程第7 一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について

- 議長（高橋猛君）  
日程第7、議案第3号「一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。  
（書記朗読）
- 議長（高橋猛君）  
提案理由並びに内容の説明を求めます。事務局長。
- 事務局長（藤澤健吾君）

ただいま議題となりました議案第3号につきまして、提案の理由及び内容をご説明申し上げます。

本案は、地方自治法及び地方公務員法の規定に基づき、一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件、報酬等に関し必要な事項を定める必要があり提案するものでございます。

内容につきましては、議案と併せまして、資料④の12ページをご覧くださいようお願いいたします。

従来、いわゆる非常勤職員につきましては、その任用の根拠を地方公務員法第3条第3項第3号とし、特別職と位置付ける自治体が多く、本組合も同様でございますが、総務省通知により、職務の性質上、一般職とするよう助言があり、そのためには、任用、勤務条件等について、条例に明記する必要があることから、新たに条例を制定するものでございます。

内容につきましては、一般的事項の規定が主でございますが、2点、特徴的な箇所につきましてご説明いたします。

13ページ中段に、報酬額を規定した表がございますのでご覧ください。

日額の上限が9,200円、時間額の上限が1,250円と定めております。

この額は、職務内容が類似すると思われる、再任用職員の1級の給料額を基準に求めたものでございます。

次に14ページをお願いいたします。

下段に期末報酬の項目がございますのでご覧ください。

一般職非常勤職員で規則で定める要件を満たすものには、期末報酬、いわゆる賞与を支給するという規定でございます。

規則で定める要件を満たすものとは、介護従事職員を指します。

介護報酬上の介護職員処遇改善加算額を全額、介護従事職員に支給しなければならないため、月給で支給しきれない分を賞与として支給するための規定でございます。

金額につきましては、年々処遇改善加算の内容が変わりますので、条例では、処遇改善加算の範囲を上限とする旨の規定としてございます。

施行日は、平成29年4月1日でございます。

以上が本案の提案理由及び内容でございます。

何とぞ、ご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

○ 議長（高橋猛君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

○ 議長（高橋猛君）

討論なしと認めます。議案第3号についてこれより採決をいたします。

お諮りします。議案第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 議長（高橋猛君）

異議なしと認めます。よって、議案第3号、「一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例の制定について」は、原案のとおり決しました。

日程第8 平成28年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算（第2号）

○ 議長（高橋猛君）



日程第8、議案第4号「平成28年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算(第2号)」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。

(書記朗読)

○ 議長(高橋猛君)

提案理由並びに内容の説明を求めます。真昼荘所長。

○ 真昼荘所長(山田喜明君)

真昼荘勘定についてご説明いたします。資料①23ページをお願いいたします。

1, 122万4, 000円の減額補正でございます。

続きまして29ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款、1項、1目、1節、施設介護サービス費収入でございます。平成28年度は、利用者の重度化の更なる進行により、お亡くなりになる方や、入院される方が例年より多かったことに加えまして、介護報酬における加算の取得に必要な職員の任用が難しく、予定していた加算がとれない状況でしたので、減額するものでございます。なお、新年度におきましては、育児休業や病気休暇から職員が復職しますので、加算の算定が可能になる見込みであります。

1款、1項、2目、1節、居宅介護サービス費収入、短期入所生活介護費収入でございますが、施設介護サービス費収入と同様、加算が取得できない状況のため減収が見込まれ計上しております。2節、通所介護費収入でございますが、地域密着型サービスへの移行により、基本単価が上がり、前年度よりは増収見込みですが、新規利用が入院や身体状況の低下による利用中止や終了に追いつかず、稼働率は低迷している状況で大きく減額しております。

1款、2項、1目、1節、自己負担金収入現年度分でございますが、今説明した各サービス費収入の自己負担分でございます。サービス費収入と同様に減額を見込んでおります。

5款、1項、1目、繰入金、財政調整基金繰入金でございますが、介護サービス収入の減額に伴うものでございます。

続きまして31ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款、1項、1目、一般管理費、1節から4節は人件費の補正でございます。11節、需用費、13節、委託料については、使用実績等の理由で減額が見込まれる分を計上しております。18節、備品購入費でございますが、購入実績による不用額を計上しております。

33ページをお願いいたします。

2款、1項、1目、施設介護サービス事業費でございます。1節、報酬でございますが、介護嘱託員、機能訓練指導員とも募集に対して応募がなかったことによる減額でございます。3節の職員手当等でございますが、育児休業職員等の補充が進まず、やむを得ず時間外勤務で対応する必要があり、時間外勤務手当を増額するものでございます。なお、平成29年度当初には、休んでいる職員が全員復職しますので、職員の負担は通常のものとなる見込みでございます。11節、需用費、13節、委託料につきましては、減額が見込まれる分を計上しております。

35ページをお願いいたします。

2款、2項、1目、短期入所介護事業費、2節から4節につきましては、人件費の補正でございます。2目、通所介護事業費、13節、委託料でございますが、利用者減による減額でございます。

以上でございますよろしく願いいたします。

○ 議長(高橋猛君)

真木苑所長。

○ 真木苑所長(安達京子君)

真木苑勘定についてご説明申し上げます。資料①47ページからお願いいたします。

96万4,000円の増額補正でございます。  
歳入でございます。

53ページをお願いいたします。

1款、1項、2目、1節、居宅介護サービス費収入、通所介護費収入でございますが、これまでの実績に基づき増収が見込まれることによる増額でございます。

2項、1目、1節、自己負担金収入でございます。通所利用者自己負担金収入の実績による増額でございます。

2款、1項、1目、2節、老人福祉費負担金、ケアハウス利用料でございますが、利用者の状態低下による入院及び退所が続いたことに伴う利用料の減額でございます。5節、児童手当負担金でございます。こちらは実績による減額でございます。

55ページをお願いいたします。歳出でございます。

各款にわたり1節から4節は人件費関係でございますので説明を省略させていただきます。

1款、1項、1目、11節、一般管理費、需用費、光熱水費でございます。電気料金につきまして、これまでの実績に基づいた減額補正でございます。13節、委託料でございますが、入札により確定したこと等による減額でございます。14節、使用料及び賃借料、農業集落排水施設使用料でございます。これまでの実績に基づき減額するものでございます。

57ページをお願いいたします。

2款、1項、1目、施設介護サービス事業費、1節、報酬でございますが、機能訓練嘱託職員の求人に対して応募がないことによる減額でございます。11節、需用費、賄材料費でございますが、利用者実績による減額でございます。

61ページをお願いいたします。

3款、1項、1目、ケアハウス事業費でございます。11節、需用費、光熱水費でございます。電気料の実績による減額でございます。13節、委託料、給食業務委託料でございます。こちらは利用者実績による減額でございます。

63ページをお願いいたします。

5款、1項、1目、25節、基金費、積立金、財政調整基金積立金でございます。余剰金が、830万9,000円見込まれますが、歳入の財政調整基金繰入金は、補正予算第1号において既に全額を減額済みであり、この余剰金を減額することができませんので、支出において、財政調整基金に積み立てることとするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○ 議長（高橋猛君）

真森苑所長。

○ 真森苑所長（小松一典君）

真森苑勘定についてご説明申し上げます。資料①75ページをお開き願います。

980万円の減額補正でございます。

歳入についてご説明申し上げます。81ページをお開き願います。

1款、1項、1目、施設介護サービス費収入でございます。入院や死亡等の増加に伴う減額補正でございます。

1款、1項、2目、居宅介護サービス費収入でございます。短期入所介護サービス利用者及び通所介護サービス利用者が、入院や施設入所、他のサービスに移行するケースが増えたことによる減額補正でございます。

1款、2項、1目、1節、自己負担金収入でございます。サービス利用者の実績による減額補正でございます。

5款、2項、1目、1節、財政調整基金繰入金でございますが、歳出の減に伴い、減額するものでございます。

続きまして歳出についてご説明申し上げます。83ページをお開き願います。

各款に渡りまして、3節及び4節の人件費関係につきましては、今年度中に必要な額を精査し補正するものでございます。

1款、1項、1目、一般管理費でございます。11節、需用費でございますが、燃料価格の変動にともなう減額補正でございます。13節、委託料の電算管理保守委託料でございますが、実績による減額補正でございます。

85ページをお開き願います。

2款、1項、1目、13節、委託料の給食業務委託料でございますが、入所実績による減額補正でございます。

87ページをお開き願います。

2款、2項、1目、13節、2目、13節、委託料の給食業務委託料でございますが、短期入所及び通所介護利用者の実績による減額補正でございます。

2款、2項、2目、1節、報酬でございます。運転手兼介護士に欠員が生じた期間があったことによる減額補正でございます。

89ページをお開き願います。

3款、1項、1目、13節、委託料の給食業務委託料でございますが、生活支援ハウス入居者の実績による減額補正でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○ 議長（高橋猛君）

3番、高橋幸晴君。

○ 3番（高橋幸晴君）

真昼勘定のところで、休暇をとっている方が、育児休暇とか産後休暇とかをとる場合に、組合のほうへいつそれから休むという通知をする場合はどれくらい前に提出するとかあるわけですか。それで、職員が休暇するとどうしてもそれを補わなければならないと、その場合に補う人員が見つからなければ職員に負担がかかってしまう。その対処をスムーズにするためにも早めに知っておいて補充する職員を見つけておかなければならない感じがしたわけですが、そこらへんはどのようになっていますか。

○ 議長（高橋猛君）

事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

人事の関係でございますので私のほうから答弁させていただきますが、育児休業の職員からの申請につきましては、職員の妊娠がわかったところから産前休暇の開始日が把握されるわけですが、まずは、産前産後休暇が終わってから育児休業が始まるという前提がありますので、産前休暇の取得の前に、私のほうではその職員が育児休業を取得する見込みがあるのかどうかというのを把握するようにしております。従いまして相当の期間は設けておるところであります。なかなか年度途中ということもありましてこの地域の求人に沿う方が見つかりにくいという状況でございます。

○ 議長（高橋猛君）

3番、高橋幸晴君。

○ 3番（高橋幸晴君）

人材が見つかるのが難しいということですが、ある程度早めに察知というか、そういうことを組合のほうでわかっておるようなので、わかった場合にはその職員の人材の手当てをするということは本当に重要なことではないかなと思います。職員に対して相当の負担がかかるわけですので、減額がその、人件費の減額なようですので、出来ればそうい

うことの無いようにした方がいいんじゃないかなと思っております。以上です。

○ 議長（高橋猛君）

他に質疑ありませんか。

（なし）

○ 議長（高橋猛君）

これで質疑を終わります。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

○ 議長（高橋猛君）

討論なしと認めます。議案第4号についてこれより採決をいたします。

お諮りします。議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 議長（高橋猛君）

異議なしと認めます。よって、議案第4号、「平成28年度大仙美郷介護福祉組合特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決しました。

日程第9 平成29年度大仙美郷介護福祉組合一般会計予算

○ 議長（高橋猛君）

日程第9、議案第5号「平成29年度大仙美郷介護福祉組合一般会計予算」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。

（書記朗読）

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

平成29年度一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

初めに予算の概要について申し上げます。

資料③の1ページをお願いします。

一般会計の予算総額は、3,012万円で、前年度と比較して740万円、19.7%の減でございます。

歳入の目的別増減でございますが、分担金及び負担金は、地方債の償還に係る公債費負担金が償還の一部終了に伴い、前年度比43.2%の減、公会計整備に伴う経費が構成市町の交付税算入対象となりますので、新たに公会計負担金として120万3千円、児童手当につきましても交付税算入を理由とした負担金計上でございますが、これは、前年度と増減なしでございます。

次に繰入金でございます。一般会計の事務費に対する財源は、全て特別会計からの繰入金でまかなっておりますので、歳出の増に対応し、前年度より14.6%の増となっております。

繰越金は増減なしの存置項目でございます。

諸収入につきましては、加入者の減に伴い、保険事務手数料において前年度比20.4%の減でございます。

次に、歳出の性質別増減でございますが、人件費は、秋田県市町村総合事務組合の負担金率の引下げに伴い、5.2%の減、物件費は、公会計の整備に伴い160%の増、公債費は、地方債償還の一部終了により43.2%の減でございます。予備費は増減ございません。

それでは、内容につきまして、順次ご説明を申し上げます。資料②をお願いいたします。

10ページをお開き願います。歳入でございます。

1款、1項、1目、民生費負担金につきましては、一般会計で償還する地方債の元利金と同額を、また、児童手当支給額と同額を構成団体からご負担いただくものでございます。

公会計制度負担金は、平成29年度から始まる公会計制度に係る費用の内、地方交付税の算入対象となるものについて構成市町からご負担いただくものでございます。

2款、1項、1目、特別会計繰入金につきましては、一般会計で必要な経費全般の財源として、特別会計から繰入れするものでございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。12ページをお開き願います。

1款、1項、1目、議会費でございますが、これは、議員報酬と費用弁償が主なものでございます。

14ページをお願いいたします。

2款、1項、1目、一般管理費でございますが、これは、職員人件費のほか、通常業務遂行上の必要経費が主なものでございます。

13節、電算管理保守委託料、23万3,000円でございますが、これは、公会計システムに係るものとして、29年度から新たに計上するものでございます。

17ページをお願いいたします。

18節、備品購入費、97万2,000円でございますが、これは、公会計システム一式を購入するものでございます。

18ページをお願いいたします。

2款、2項、1目、監査委員費でございますが、これは、監査委員報酬が主なものでございます。

20ページをお願いいたします。

3款、1項、1目及び2目でございますが、これは、地方債のうち、普通会計での償還が義務付けられたものの元金及び利子でございます。

22ページをお願いいたします。

4款、1項、1目、予備費でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

○ 議長（高橋猛君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

（なし）

○ 議長（高橋猛君）

討論なしと認めます。議案第5号についてこれより採決をいたします。

お諮りします。議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○ 議長（高橋猛君）

異議なしと認めます。よって、議案第5号、「平成29年度大仙美郷介護福祉組合一般会計予算」は、原案のとおり決しました。

日程第10 平成29年度大仙美郷介護福祉組合特別会計予算

○ 議長（高橋猛君）

日程第10、議案第6号「平成29年度大仙美郷介護福祉組合特別会計予算」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。

（書記朗読）

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。真昼荘所長。

○ 真昼荘所長（山田喜明君）

真昼荘勘定についてご説明いたします。資料③3ページをお願いいたします。

真昼荘勘定の歳入歳出予算の総額は、3億1,410万円でございます。前年度と比較して540万円、率にして1.69%の減となっております。

歳入の目的別増減についてご説明いたします。

サービス収入は、前年度実績に鑑み、1.8%の増でございます。分担金及び負担金は、2.4%の増でございます。繰入金は、歳入不足分を補うためのものですが、2,559万4,000円で1,061万円の減となっております。諸収入は、12.6%の減でございます。

次に歳出の性質別増減でございますが、人件費は、秋田県市町村総合事務組合負担金の減等に伴い、2.2%の減、物件費は2.1%の減、維持補修費は、修繕の増により9.5%の増、扶助費は2.4%の増、補助費等は2.4%の増、公債費は0.2%の減、繰出金は14.6%の増でございます。

続いて予算書に沿って内容をご説明いたします。資料②の47ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款、1項、介護給付費収入でございますが、国保連合会から収入するものでございます。1目、施設介護サービス費収入は、特別養護老人ホームの入所に係る料金収入、2目、居宅介護サービス費収入は、短期入所生活介護事業、通所介護事業に係る料金収入でございます。それぞれ前年度実績に照らして計上しております。2項、自己負担金収入も同様でございます。

2款、1項、1目、民生費負担金児童手当負担金でございますが、交付税算入の対象となるため、組合構成団体にご負担いただくものでございます。対象者の増により増となっております。

51ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款、1項、施設管理費でございますが、これは施設全体の管理・運営に係る必要経費でございます。11節、需用費、修繕料でございますが、誘導灯の交換、看板灯照明の取替え、駐車場の外灯修繕、洗濯機修繕、便器の自動バルブ交換、パネルヒーターの交換、調理室の引き戸修繕を計上しております。いずれも破損や劣化により、照明の不調や稼働が困難な状況に対応するものでございます。

53ページをお願いいたします。

13節、委託料、宿直業務委託料でございますが、平成29年度より、宿直業務を美郷町シルバー人材センターに委託することに伴う計上でございます。

55ページをお願いいたします。

2款、1項、施設介護サービス事業費でございます。これは、特別養護老人ホームの運営に係る費用でございます。

57ページをお願いいたします。

18節、備品購入費でございますが、居室用タンスの劣化による交換、利用者の重度化に対応するためのエアーマットやマットレス類の購入、年次計画で進めているベッドの更新、利用者の状況に合わせた車椅子類の更新等を計上しております。

63ページをお願いいたします。

3款、1項、1目、元金は、地方債の償還にかかるものでございます。2目、利子は、地方債、その他資金の運用で生ずる利子について計上するものでございます。

真昼荘勘定は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○ 議長（高橋猛君）

真木苑所長。

○ 真木苑所長（安達京子君）

続きまして真木苑勘定予算案についてご説明申し上げます。

資料③5ページをお開き願います。

真木苑勘定の歳入歳出予算の総額は、3億7,980万円とするものでございます。前年度と比較して4,810万円の減、率にして11.2%の減でございます。

歳入の目的別増減でございますが、サービス費収入は、通所介護費収入及び通所自己負担金収入の減、居宅介護サービス計画費収入の減はございますが、施設介護サービス収入の増により0.4%の増となっております。

分担金及び負担金は、前年度比66.8%の減でございます。内訳でございますが、公債費負担金は、地方債の償還が28年度末で終了することにより、29年度からは、なしとなっております。大規模修繕負担金は、財政基盤強化計画に基づくもの、児童手当負担金とケアハウス国庫補助振替分負担金は、構成市町へ交付税算入されることに伴うものとして、大仙市と美郷町からご負担いただくものでございます。ケアハウス利用料は、入居者からの料金収入でございますが、入居者数の減を見込み、3.9%の減でございます。次に繰入金でございますが、28年度まで歳入不足分として財政調整基金からの繰入を計上しておりましたが、29年度からはこれを不用としております。

次に歳出の性質別増減でございますが、人件費は、秋田県市町村総合事務組合負担金の減等に伴い、7.5%の減、物件費は、0.3%の増、維持補修費は69.6%の減、扶助費で7.9%の減、補助費等で5.8%の減、普通建設事業費は、冷房設備工事、居室の室内灯LED交換設置工事等を計上しております。公債費は地方債償還が終了することに伴い、98.8%の減でございます。積立金は437万8,000円の増、繰出金は、一般会計の事務経費に対応させ、14.6%の増となっております。予備費は他の2施設と同額でございます。

以上が概要でございます。

内容につきまして順次ご説明申し上げます。資料②89ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款、1項、介護給付費収入でございますが、国保連合会から収入するものでございます。1目、施設介護サービス費収入でございますが、前年度実績を基に、入所者の要介護度、入院等による減算等を見込んで計上したものでございます。2項、自己負担金収入でございますが、こちらは利用者の自己負担金収入になります。1款1項の介護給付費と同様の積算方法により計上してございます。

2款、1項、1目、民生費負担金でございます。2節、老人福祉費負担金ケアハウス利用料でございますが、こちらはケアハウス入居者からの料金収入でございます。大仙市、美郷町のケアハウス負担金につきましては、現在の入居者数を従来の国庫補助基準に照らして算定する交付税算入分について、大仙市、美郷町でご負担いただくものでございます。5節、児童手当負担金につきましても、交付税算入の対象となるため、構成市町からご負担いただくものです。6節、大規模修繕負担金でございますが、財政基盤強化計画に基づくものとして、構成市町からご負担いただくものでございます。

91ページをお願いいたします。

7款、2項、1目、民生費受託事業収入でございますが、居宅介護支援事業所で市町及び包括支援センターからの委託により、認定調査や介護予防のケアマネジメント、移送サービスを提供するものでございます。

93ページをお開き願います。

歳出でございます。各款に共通して、2節から4節までが人件費でございますので、これを省略いたします。

1款、1項、1目、一般管理費でございますが、これは施設全体に係る必要経費でございます。

11節、需用費、修繕料でございますが、主なものとして鉄骨庇仕上撤去、施設設備の劣化に伴う修繕料等を計上しております。

95ページをお願いいたします。

13節、委託料、宿直業務委託料でございますが、宿直業務を大仙市シルバー人材センターに委託するものでございます。15節、工事請負費でございます。冷房設備工事でございますが、開設以来使用している事務室の冷房が故障したことにより計上しております。18節、備品購入費でございます。厨房機器の劣化による更新、故障により使用不可能となっている芝刈機の更新を計上しております。

97ページからお願いいたします。

2款、1項、1目、施設介護サービス事業費でございますが、これは特別養護老人ホーム事業の運営に要する費用でございます。

99ページをお願いいたします。

13節、委託料、洗濯業務委託料でございますが、洗濯業務を大仙市シルバー人材センターに委託するものでございます。15節、工事請負費でございます。居室照明安定器の故障により交換が必要となっている居室のLED交換設置工事を計上しております。18節、備品購入費、施設備品でございます。備品の劣化により、除圧マットレス、車いす、食堂用テーブル、ベッド等につきまして、計画的に更新を要する備品を計上しております。

101ページをお願いいたします。

2項、1目、居宅サービス事業費、通所介護事業費でございますが、これは通所介護事業の運営に要する費用でございます。11節、需用費、修繕料でございます。風呂場排煙窓の開閉装置故障によりワイヤー交換修理等を計上しております。

103ページをお願いいたします。

15節、工事請負費でございますが、デイサービス浴室の換気のための、サッシ取付工事を計上しております。

105ページをお願いいたします。

3項、1目、居宅介護支援事業費でございます。こちらは居宅介護支援事業に係る経費でございます。

107ページをお願いいたします。

3款、1項、1目、ケアハウス事業費でございますが、こちらはケアハウスの運営に要する費用でございます。

109ページになります。

4款、1項、1目、元金でございますが、地方債の償還は、28年度末において終了するため、廃目となります。2目、利子でございます。こちらは一時借入金利子、繰替運用分利子でございます。

113ページをお願いいたします。

6款、1項、1目、予備費は、他2施設と同額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○ 議長（高橋猛君）

真森苑所長。

○ 真森苑所長（小松一典君）

引き続き真森苑勘定予算案についてご説明申し上げます。資料③7ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は、3億9,890万円、前年度と比較しまして450万円の減、率にして1.1%の減でございます。

歳入の目的別増減の説明を致します。

サービス費収入は、施設全体で269万5,000円の増、率にして0.9%の増でございます。

分担金及び負担金は、率にして7.8%の増でございます。内訳でございますが、公債費負担金は、地方債の償還に係るもので、前年度と同額でございます。大規模修繕負担金は、財政基盤強化計画に基づくものです。児童手当負担金と支援ハウス負担金は、交付税



算入の対象として、構成市町からご負担いただくものでございます。支援ハウス利用料は、入居者からの料金収入でございますが、入居状況の見込みにより、2.3%の増でございます。次に、繰入金でございますが、42%の減でございます。

続きまして、歳出の性質別増減の説明をいたします。

人件費は、秋田県市町村総合事務組合負担金率の引下げ等により13.9%の減でございます。物件費は、備品購入等により8.2%の増、維持補修費は、30.7%の減、扶助費は児童手当でございますが33.3%の増、普通建設事業費は、屋根塗装工事、駐車場改修工事、上水道切替工事を計画し、前年度比1,008万1,000円の増となっております。繰出金は、14.6%の増となっております。

それでは、詳細につきまして順次ご説明申し上げます。資料②135ページをお開き願います。

1款、1項、1目、施設介護サービス費収入でございますが、これは特別養護老人ホームの入所に係る介護給付費のうち、国保連合会から収入となるもので、入所定員55名を基準とし、要介護度や入院等による減を見込んで計上したものでございます。

1款、1項、2目、居宅介護サービス費収入でございますが、短期入所生活介護及び通所介護事業に係る介護給付費のうち、国保連合会からの収入によるものでございます。現状の実績から予測し計上してございます。

1款、2項、1目、自己負担金収入でございますが、これは各事業に係る介護給付費のうち、利用者にご負担いただくものです。

2款、1項、1目、民生費負担金でございます。1節、公債費負担金につきましては、地方債償還額と同額を大仙市3分の2、美郷町3分の1からご負担いただくもので、前年度と同額でございます。2節、生活支援ハウス負担金につきましては、従来の国庫補助基準等に照らして算定し、大仙市3分の2、美郷町3分の1でご負担いただくものでございます。3節、老人福祉費負担金につきましては、生活支援ハウスの入居者からの料金収入でございます。7節、児童手当負担金でございますが、交付税算入の対象となるため、構成市町からご負担いただくものでございます。

137ページをお開き願います。

9節、大規模修繕負担金でございます。財政基盤強化計画に基づき、屋根塗装工事及び駐車場改修工事にかかるものとして、構成市町からご負担いただくものでございます。

続いて歳出の説明をいたします。139ページをお開き願います。

各款に共通して、2節から4節までにつきましては人件費でございます。

1款、1項、1目、一般管理費でございます。これは、施設全体に係る必要経費でございます。11節、需用費でございます。燃料や電気代の実績から減額してございます。141ページをお開き願います。13節、委託料でございます。新たに宿直業務をシルバー人材センターに委託する予算を計上しております。15節、工事請負費でございます。屋根塗装工事及び駐車場改修工事、上水道切替え工事の予算を計上しております。18節、備品購入費でございます。多機能加熱調理機器、電磁式コンロ、芝刈機械を更新するための予算を計上しております。

145ページをお開き願います。

2款、1項、1目、施設介護サービス費でございます。これは、特別養護老人ホーム事業の運営に要する費用でございます。

147ページをお開き願います。

13節、委託料でございます。新たに洗濯業務をシルバー人材センターに委託する予算を計上しております。14節、使用料及び賃借料でございます。感染症対策として、脱臭加湿搭載空気清浄機を借り上げる予算を計上しております。18節、備品購入費でございますが、介護機器の更新のため、入浴用車いす、電動ベッド、徘徊コールマット、また、乾燥機の予算を計上しております。

149ページをお開き願います。

2款、2項、1目、短期入所介護事業費でございます。これは、ショートステイ事業の運営に要する費用でございます。

2款、2項、2目、通所介護事業費でございます。これは、デイサービス事業の運営に要する費用でございます。

151ページをお開き願います。

18節、備品購入費でございます。デイサービスの送迎用バスを廃止し、リフト付きワゴン車を1台購入するための予算を計上しております。

153ページをお開き願います。

3款、1項、1目、生活支援ハウス事業費でございます。こちらは、生活支援ハウスの運営に要する費用でございます。18節、備品購入費でございますが、洗濯機1台を更新するための予算を計上しております。

155ページをお開き願います。

4款、1項、1目、元金は、地方債の償還に係るものでございます。2目、利子は、地方債、その他資金の運用に生ずる利子について計上するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○ 議長（高橋猛君）

5番、深澤均君。

○ 5番（深澤均君）

各勘定とも歳出の人件費のところの減が目立つわけですが、その説明で秋田県市町村総合事務組合負担金率の減という説明がありましたけれどもその内容について今一度お知らせ願いたいと思います。

○ 議長（高橋猛君）

事務局長。

○ 事務局長（藤澤健吾君）

秋田県市町村総合事務組合と申しますのは、市町村職員の主に退職手当を扱う一部事務組合でございますが、そこに対して拠出している負担金というものが平成28年度までは一定の定額で求められた額を支払ってきたところでございます。これが、平成29年度からは新たな算定によって負担金額を求められたところ、28年度と比較して相当低くなるといったことでございますが、なぜ低くなるのかということにつきましては、先程申しました通り職員の退職手当に係る部分、本組合に関しましては、職員の退職はあるのですが非常に少ない人数であったり金額的にもそれほど大きくなかったりすると、簡単に言いますと退職手当の実績があまり多くないものですから、その点を鑑みて29年度から実績の少ない団体は少ない負担金でいいですよという見直しをしていただいた結果によるものであります。

○ 議長（高橋猛君）

他に質疑ありませんか。

○ 議長（高橋猛君）

4番、小山緑郎君。

○ 3番（小山緑郎君）

真木苑のほうですけども、この機能訓練嘱託員ですが施設で何人必要ですか。

○ 議長（高橋猛君）

真木苑所長。

○ 真木苑所長（安達京子君）

- 1人でございます。
- 議長（高橋猛君）  
小山緑郎君。
  - 3番（小山緑郎君）  
そうすれば先に補正で嘱託員が来てもらえなかったっていうのは、機能訓練士がいなくてやっていたということですか。
  - 議長（高橋猛君）  
真木苑所長。
  - 真木苑所長（安達京子君）  
機能訓練嘱託職員の採用ができなかったものですから、機能訓練加算という介護報酬で算定要件を満たさないということでそちらの方は算定しておりません。
  - 議長（高橋猛君）  
小山緑郎君。
  - 3番（小山緑郎君）  
この機能訓練嘱託員っていなくても大丈夫なんですか。
  - 議長（高橋猛君）  
真木苑所長。
  - 真木苑所長（安達京子君）  
いなくてもかまわないっていえば語弊があるかもしれませんが、いなければ利用者の自己負担もその分少ないということになります。
  - 3番（小山緑郎君）  
業務上は支障ないということ。
  - 議長（高橋猛君）  
事務局長。
  - 事務局長（藤澤健吾君）  
ただいまの真木苑所長の答弁に補足させていただきます。介護保険で求められている職員配置基準上、専任の機能訓練指導員は必要ありません。ただし、この職員を専任で置けば、入所者に対するリハビリ行為、機能を改善するための運動指導を行ったことに対する対価として介護報酬の加算なるものがいただけるという仕組みになっております。その加算につきましては9割が国保連合会、1割が利用者本人ということになりますので、そのリハビリ行為がなされなかったということは、利用者の1割負担もないというのが先程の所長の説明だったと思うんですが、日々の生活の中でリハビリ行為がまったくないのかといいますと、その機能訓練指導員が専任としてはいないまでも看護師ですとか介護士ですとかが同様の運動行為、加算は取れないまでも同等の内容のことはやらせていただきながら、ただ介護保険制度上は加算はいただけないという格好になっております。この加算をいただくにあたって必要な資格というのが看護師ですとか理学療法士ですとかそういった資格を持った方が運よく見つければよいわけですが、今のところはなかなか地域にいらっしやなくて、この加算をいただかないまでも同等のサービスができるように努力しながらまずご理解をいただいているといった状況でございます。
  - 議長（高橋猛君）  
他に質疑ありませんか。  
(なし)
  - 議長（高橋猛君）  
これで質疑を終わります。これより討論に入ります。討論ありませんか。  
(なし)
  - 議長（高橋猛君）  
討論なしと認めます。議案第6号についてこれより採決をいたします。

お諮りします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(異議なし)

○ 議長（高橋猛君）

異議なしと認めます。よって、議案第6号、「平成29年度大仙美郷介護福祉組合特別会計予算」は、原案のとおり決しました。

○ 議長（高橋猛君）

次に提案される議案は、代表監査委員、坂本昇一氏に関係がありますので、本人の退席を求めます。

(坂本昇一氏退席)

日程第11 監査委員の選任について

○ 議長（高橋猛君）

日程第11、議案第7号「監査委員の選任について」を上程し、議題といたします。議案を朗読いたします。

(書記朗読)

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明を求めます。管理者。

○ 管理者（松田知己君）

監査委員の坂本昇一氏が、任期満了となりましたので、これまでの監査委員としての経験並びに識見を備えていらっしゃるということで、引き続き坂本昇一氏を監査委員に選任することについて、議会の同意を得たいということでもありますので、よろしくご審議お願いします。

○ 議長（高橋猛君）

提案理由並びに内容の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
(なし)

○ 議長（高橋猛君）

質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。  
(なし)

○ 議長（高橋猛君）

討論なしと認めます。議案第7号についてこれより採決をいたします。  
お諮りします。議案第7号について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
(異議なし)

○ 議長（高橋猛君）

異議なしと認めます。よって、議案第7号、「監査委員の選任について」は、原案のとおり決しました。

○ 議長（高橋猛君）

暫時休憩します。

( 休 憩 )

(坂本昇一氏着席)

○ 議長（高橋猛君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

○ 議長（高橋猛君）

以上で本日の日程は終了いたしました。  
これもちまして、平成29年第1回大仙美郷介護福祉組合議会定例会を閉じます。ご苦労様でした。

(午後2時13分 宣告)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成29年3月17日

大仙美郷介護福祉組合議会議長 高 橋 猛

署名議員 千 葉 健

署名議員 佐 藤 隆 盛